

2020年5月15日号

継続会の緒論点から6月定時株主総会の動向を読み解く

弁護士 田子 弘史

## はじめに

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が5月末日まで延長され、現在進行中の決算業務や監査業務に従事する関係者の健康と安全確保に十分配慮しながら、決算・監査業務を可能な限り例年どおりのスケジュールで推進しようと苦慮している3月期決算の上場会社も多いものと思われる。筆者は、NO&T Client Alertの4月22日号において、「1. 新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた定時株主総会延期の選択肢」として定時株主総会の延期の選択肢について紹介した。その後、4月28日に金融庁、法務省及び経済産業省の連名で「継続会（会社法317条）について」との声明（「継続会についての声明」）が発出され、5月1日には東京証券取引所から3月期決算の上場会社について「2020年3月期の定時株主総会の動向」として今年の定時株主総会に関するアンケート結果（「東証アンケート結果」）が公表された。この東証アンケート結果には継続会に関する各社動向も含まれている。これらを踏まえて、改めて、定時株主総会の延期、とりわけ継続会に関する諸論点について、継続会を利用した「二段階方式」と定時株主総会を単純に延期する「単純延期方式」との比較をしながら横断的な検討を試み、その上で、東証アンケート結果に表れている3月期決算の上場会社の動向を読み解いていきたい。

本稿は、前出のNO&T Client Alert 4月22日号「1. 新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた定時株主総会延期の選択肢」での検討を前提としており、単純延期方式と継続会を利用した二段階方式との概要は、前稿をご参照頂けると幸いである。また、本稿では、単純延期方式の場合でも、また、二段階方式の場合でも、決算業務や監査業務に従事する関係者の健康と安全確保に十分配慮しながら決算・監査業務を進める結果、例年に比してこれら業務に遅延が生じ、その遅延の理由に応じた合理的な期間だけ決算報告等を延期することがやむを得ない個別具体的な状況が認められることを前提として検討を進めたい。

## 緒論点の検討

### 1. 役員の任期・選任の効力

#### (1) 基本的な考え方

通常、会社の役員の任期は、会社法332条等の規定に倣い「選任後●年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで」と定められているケースが多い。定時株主総会を単純に延期した場合には、改選期を迎える役員の任期は延期後の定時株主総会の終結時までということになる<sup>1</sup>。

継続会を利用した二段階方式の場合、当初6月の期日に開催される株主総会（「当初期日会」）と継続会とは同一の株主総会と法的に評価され、株主総会は継続会の終了時に終結すると考えられる。したがって、継続会の終了時

<sup>1</sup> 法務省「商業・法人登記事務に関するQ&A」令和2年5月1日更新のQ1参照。

([http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06\\_00076.html](http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00076.html))。なお、定款で定めた定時株主総会の時期までに事業年度に係る計算書類等の作成が間に合わないため、計算書類等の報告・承認を目的とせず株主総会を開催し、役員の改選をした場合の効果については同Q3を参照。

において役員改選の効力が生じる<sup>2</sup>。このことから、当初期日会において役員改選についての承認決議を行ったとしても直ちに改選期を迎えた旧役員の任期が満了するわけではなく、また、当初期日会で選任された役員についての就任の効力が生じるわけではない。当初期日会で選任の効力を生じさせるためには、同決議に際して現行の役員から辞任の同意を得た上で<sup>3</sup>、当初期日会の終了時をもって選任の効力が生じることを議案において明らかにするべきである<sup>4</sup>。

## (2) 比較検討

一般論としては、計算書類・連結計算書類・事業報告等の報告・会計監査報告・監査報告（「決算報告等」と総称する。）は、役員選任議案における株主の議決権行使（特に改選期にある役員再任の是非の判断）における重要な判断材料になっているものと思われる。この点に関して、継続会を利用した二段階方式の場合に、決算報告等がなされない当初期日会で先に役員選任議案を決議する場合には、これに対して直ちに賛成しがたいとの違和感を覚える株主が存在するケースも想定される<sup>5</sup>。これに対して「継続会についての声明」では、「確定した計算書類は提供されていないものの、既に公表した四半期報告等を活用して、この一年間の事業の概況、新任の経営者に求められる役割等について丁寧な説明を行うことが求められる」としている<sup>6</sup>。また、例えば、取締役、監査役及び会計監査人の改選により当初期日会で実際に改選の効力が生じてそのメンバーの入れ替わりが生じる場合には、決算承認・報告等の手続において対象となる期間についての任になかった役員等が監査及び承認並びに株主総会（継続会）での報告を行うことの是非も検討する必要があるように思われる。

これに対して、継続会を利用した二段階方式ではなく、定時株主総会を単純延期する方法であれば、決算報告等と役員選任議案の審議とを同一の株主総会期日に行うことができ、このような悩みは生じない。

## 2. 期末配当とその基準日

3月期決算の会社の多くが、定款で事業年度末である3月末日を期末配当の基準日とした上で、四半期毎の決算短信等において配当予想を公表していると理解している。定時株主総会の延期に関する論点の一つとして、3月末日の基準日株主に対する期末配当の期待にどのように応えるかという点に頭を悩ませている企業も存在すると思われる。期末配当について、事業年度末である3月末日を基準日とする定款の定めを設けている場合、その基準日の株主に対する剰余金の配当をするためには、当該基準日から3ヶ月以内の日を効力発生日とする剰余金の配当に係る決議（会社法454条1項、会社法124条2項）をする必要があるからである<sup>7</sup>。

取締役会決議で剰余金の配当を行うことができる旨の定款を定めている会社（会社法459条1項4号）は、最終事業年度である2019年3月期の確定した計算書類に基づいて算出された分配可能額の範囲内で、取締役会決議により剰余金の配当を行うことができる（会社法461条）。一方、期末配当に関して株主総会の決議が必要な会社がその基準日の株主に対する剰余金の配当をするためには、当該基準日から3ヶ月以内の日に剰余金の配当に係る効力が発生するように株主総会決議をする必要がある。剰余金配当を審議する株主総会が3ヶ月以内に開催できない場合には、剰余金の配当の基準日についても改めて定めた上で公告する必要があるが<sup>8</sup>、その場合には定款で定めた3月末日基準日の株主に対する剰余金の配当をできなくなるという問題が生じる。このように、期末配当に関して株主総会の決議が必要な会社は、決算報告等が遅延せざるを得ない場合でも6月中に株主総会を開催する手法として、継続会を利用した二段階方式を検討する動機を持つであろう。

<sup>2</sup> 過去の継続会を利用した二段階方式の事例から同社の履歴事項証明書を確認すると実際に継続会の日をもって改選の効力が生じていると取り扱っている事例が確認できた。

<sup>3</sup> 例えば、監査役及び会計監査人の任期については、取締役の任期に関する332条ただし書きのように株主総会の決議で短縮できることが認められていない（会社法336条及び338条）。

<sup>4</sup> 前掲脚注1「法務省 商業・法人登記事務に関するQ&A」令和2年5月1日更新のQ2参照。なお、「継続会についての声明」でも同様の考えが表明されている。

<sup>5</sup> 議決権行使助言会社のISS（Institutional Shareholder Services）は、「決算が確定しない総会では、機関投資家の議決権行使に過度の負担を与える」として、継続会は望ましくないとの考えを示しているようである（5月2日日本経済新聞朝刊）。

<sup>6</sup> 本来であれば決算報告等に関しては会社法437条の規定に基づき定時株主総会の招集通知に際して提供されるべきものであるところ、継続会を開催する場合には当初期日会の招集通知に含めることができないという点についての実務上の対応については、筆者の拙稿NO&T Client Alert 2020年4月22日号を参照されたい。

<sup>7</sup> 法務省「定時株主総会の開催について」（[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00021.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html)）。

<sup>8</sup> 前掲脚注7「定時株主総会の開催について」参照。

なお、取締役会決議による場合でも、株主総会決議による場合でも、取締役会における計算書類等の承認又は定時株主総会における決算報告等を行っていない剰余金配当となるため、会社法 465 条 1 項 10 号に基づく欠損補填責任の問題を生じさせないよう、すなわち、2020 年 3 月期の計算書類等が承認された際に欠損を生じないよう、予想される分配可能額とともに慎重な判断をすべきである。

### 3. 継続会までの期間

#### (1) 議論の整理

継続会を用いた二段階方式の場合、当初期日会と継続会との間で同一性が認められるためにはどの程度の期間を空けることが許容されるのかという問題は、仮に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために決算報告等をその理由に応じた合理的な期間だけ延期することが必要不可欠であると認められたとしても、なお、引き続き悩ましい問題である。

講学上は、継続会が当初期日会と同一の株主総会として認められるためには、その間の期間は 2 週間以内とする見解が有力であり、その直接的な理由としては、二つの会議体の連続性・時間的近接性が必要であり、その連続性・時間的近接性の基準として株主総会招集通知を事前に発送する期間が示されているようである<sup>9</sup>。一方、決算・監査業務が完了しなかったことを理由に決算報告等を継続会の対象とした過去事例に限って言えば、概ね 1 ヶ月前後の期間において継続会が開催されている事例が複数存在し、また、その多くは、継続会で決算書類等の報告を行う報告事項のみを審議しているケースであった。

なお、先行する株主総会とその後の継続会との間の期間が合理的な期間を超えている場合には、先行総会とその後再開された継続会との連続性・同一性を欠き、後者の継続会については改めて招集手続が必要であり、新たな招集手続がないまま行われた株主総会として招集手続上の瑕疵を帯びる可能性が指摘されている<sup>10</sup>。

#### (2) 「継続会についての声明」で示された考え方

継続会についての声明では、当初期日会と継続会との間の期間については「画一的に解する必要は無い」ことを述べ、「現下の状況にかんがみ、3 ヶ月を超えないことが一定の目安になる」と、上限としては 2 週間よりもかなり長い期間を示唆しているものの、「その間隔が余りに長期間となることは適切ではな」とも述べている。このような声明を裁判所がどのように取り扱うかについては必ずしも明らかではないものの、同声明は、少なくとも「現下の状況にかんがみて」、すなわち、新型コロナウイルス感染症拡大が認められる今年の定時株主総会に限っては、各企業の個別具体的な状況に応じて、3 ヶ月を限度として、講学上の有力説である 2 週間や、過去事例の 1 ヶ月程度を超えた期間を空けることの検討を後押しする目的があると思われる、裁判所の解釈に一定の影響を与える可能性は十分にある。いずれにしても、具体的にどの程度の期間が許容されるのか、その明確な基準を示したものではないと解釈するのが妥当であり、各社においては個別具体的な事情を踏まえた慎重な検討を要すると思われる。

## 2020 年 3 月期の定時株主総会の動向を読み解く

以上の緒論点に関する検討内容を踏まえながら、定時株主総会の準備状況及び延期の可能性に関する東証アンケート結果について、注目される動向を、ポイントごとに読み解いてみたい。

### 1. 開催日程と集中割合

6 月の定時株主総会は近年分散化傾向にあったものの、今期は 6 月の第 4 週に 82.4% の開催が予定されているようである。昨今の新型コロナウイルス感染症拡大により、決算業務・監査業務が例年のような想定スケジュールどおりに進捗していないこと、そのような状況の中でも決算業務・監査業務に従事する従業員及び会計監査人の健康と安全に配慮しながら、可能な限り定時株主総会を 6 月中に開催かつ終了させられるよう最善の努力をしている各社の姿勢がうかがわれる。

<sup>9</sup> 会社法コメンタール 7 機関 (1) 288 頁から 289 頁。

<sup>10</sup> 前掲会社法コメンタール 289 頁。

## 2. 基準日変更（単純延期方式）

定時株主総会を単純に延期する場合には基準日の再設定を行う必要があり、このような検討をしている会社は39社あり、実際に変更を決議した会社は4月30日時点で9社とのことである。そのうち配当基準日を変更した会社も3社存在する。配当基準日を変更していない6社は、「定款により剰余金の配当が取締役会と定めている会社、又は今期は剰余金の配当を行わない予定としている会社」とのことである。

実際に基準日の変更を決議したこれらの会社において公表されている事項を確認すると、延期された定時株主総会の開催時期については「7月以降開催」とし明言を避けているものが多いが、概ね、設定された基準日の時期（5月中旬又は5月末日）からすると、現段階では、8月中旬から下旬（期間にして例年から2ヶ月後）までには定時株主総会の開催延期を見込んでいると推測される。

## 3. 継続会

継続会の開催を「検討」している会社は85社であり、継続会について回答があった556社のうちの15.3%となったとのことである。もっとも、4月30日時点で継続会開催を決定した会社はなく、また、基準日の変更（すなわち、単純延期方式）と継続会を利用した二段階方式の双方を検討対象としている会社が、引き続き34社あるとのことである。また、継続会の開催予定時期については現時点では無回答としている会社が最も多く61社、具体的な時期を回答した会社24社の中でも、当初の定時株主総会の開催時期の翌月である7月、すなわち1ヶ月程度の期間を設けることを想定している会社が18社ともっとも多い。

継続会の開催を検討している会社の大半（85社中65社/76.5%）は、株主総会を剰余金の配当の決議機関とし、かつ、今期に配当を予定している会社とのことである。上記で検討したとおり、もし、株主総会で剰余金配当の決議をする必要がなければ、3月末日を基準日とする株主に対する配当に関する問題について配慮する必要はないことの裏返しの結果とも考えられる。

継続会について決定した会社がないということ、継続会の開催を検討している85社中34社と比較的高い割合で単純延期方式も合わせて検討がなされていること、継続会を採用する場合でも具体的な時期を回答できない会社が多いことの原因は不明であるが、決算・監査業務の遅延について見通しが立たないことや、当初期日会と継続会との間として許容される期間についての不明確性などが考えられる。一方、継続会の開催時期について具体的な想定がある会社は1ヶ月程度と回答していることについては、当初期日会と継続会との間でどの程度の期間を空けることが許容されるのかという考え方について、過去事例を基準とする検討をしている可能性もあると考える。

## 最後に

本稿でみてきたように、株主総会を剰余金の配当の決議機関とし、かつ、今期に配当を予定している会社が3月末日基準日株主に対して期末配当を行おうとする場合には、決算・監査業務の遅延の状況によっては、継続会の利用の是非について難しい判断となるかもしれない。そのような場合には、3月末日基準日株主に対する配当を審議する株主総会を6月に開催し、また、計算書類等の報告についてはこれが可能となる時期に別途株主総会を開催するという第三の選択肢も視野に入ってくるかもしれない。

2020年5月15日

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスは構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

[執筆者]

**田子 弘史** (弁護士・パートナー)

hiroshi\_tago@noandt.com

M&A 取引を軸に企業活動に生じる様々な問題の解決に従事。M&A 取引そのものは勿論のこと、合併の組成・解消に関する交渉・助言、付随する競争法対応、投資先・主要取引先の管理や破綻に伴う処理、これに伴う不祥事対応、経済事犯等、そして、クロスボーダーの性質を持つ案件など。「問題解決のジェネラリスト」として、リソースフルで多角的な助言でマネジメントの意思決定を強化し、依頼者の活動をサポートすることを信条とする。

[執筆協力]

**玉井 裕子** (弁護士・パートナー)

yuko\_tamai@noandt.com

**黒田 裕** (弁護士・パートナー)

yutaka\_kuroda@noandt.com

### 【NO&T Corporate Legal Updateのご案内】

当事務所では皆様の日々の業務にお役に立てるように M&A やその他コーポレートにまつわる様々な法律実務上のトピックを「NO&T Corporate Legal Update」と題するニュースレターとして配信させていただくこととしました。創刊号となる第 1 号は、「新 M&A 指針公表後の実務動向」と題して、5 月 8 日に配信いたしました。是非ご参照ください。

<http://www.noandt.com/publications/newsletter/corporate.html>

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約 500 名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えるほか、ジャカルタに現地デスクを設け、北京にも弁護士を派遣しています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガル・サービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Client Alert の配信登録を希望される場合には、<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<[client-alert@noandt.com](mailto:client-alert@noandt.com)>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所から其他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。